

令和5年度運営指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営報酬その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
各サービス共通	運営	【掲示】	・運営規程の概要が掲示されていたが、その他の重要事項が掲示されていなかったため、改めること。 ・重要事項が掲示されていなかったため、事業所の見やすい場所に掲示するか、ファイル等を利用して備え付けること。	-	-
	運営	【広告】	-	-	・ホームページの内容について、軽微な修正があったため、改めること。 ・パンフレットについて、軽微な修正があったため、改めること。
	運営	【内容及び手続の説明及び同意】	・重要事項説明書の内容について、運営規程の概要について記載すること。	・重要事項説明書の内容について、運営規程の概要について記載すること。	・重要事項説明書の内容について、軽微な修正があったため、改めること。 ・重要事項説明書の内容について、運営規程の概要について記載すること。
	運営	【運営規程】	・運営規程の内容について、緊急時等における対応方法について記載すること。	-	・運営規程の内容について、虐待の防止のための措置に関する事項についての記載がなかったため、改めること。※令和6年3月31日までは経過措置 ・運営規程の内容について、軽微な修正があったため、改めること。
	運営	【緊急時等の対応】	-	-	・緊急時対応マニュアル等が整備されていなかったため、改めること。
	運営	【勤務体制の確保等】	・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置が講じられていなかったため、改めること。	・職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置については、セクシュアルハラスメントだけでなく、パワーハラスメントに関することも含めて対応すること。	・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じること。※令和6年3月31日までは経過措置 ・勤務形態一覧表の記載方法が適切でなかったため、改めること。 ・従業者の資質向上のための研修を計画的に受講する機会を確保するため、研修の年間計画を立てること。 ・計画の策定、計画の周知、研修及び訓練が実施されていないため、改めること。
	運営	【業務継続計画の策定等】※令和6年3月31日までは経過措置	-	-	・計画の策定、計画の周知、研修及び訓練が実施されていないため、改めること。
	運営	【非常災害対策】	-	・火災に関するマニュアルは整備されていたが、風水害、地震に関するマニュアルが整備されていなかったため、改めること。 ・風水害に関するマニュアルは整備されていたが、火災、地震に関するマニュアルが整備されていなかったため、改めること。	・運営推進会議を活用し、地域住民との連携体制を確保すること。 ・避難確保計画に係る避難訓練を実施しているが、市危機管理課へ訓練結果を報告していなかったため、改めること。
	運営	【衛生管理等】	-	-	・委員会、指針の整備、研修及び訓練が実施されていないため、改めること。※令和6年3月31日までは経過措置
	運営	【秘密保持等】	・利用者の家族の個人情報をを用いる場合において、当該家族の同意を得ていない事例があったため、改めること。	-	-
	運営	【苦情処理】	-	・苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。	-
	運営	【地域との連携等】	・運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催すること。 ・運営推進会議の記録を公表していなかったため、改めること。 運営推進会議の記録を作成するとともに、当該内容を公表すること。	-	・運営推進会議について、併設事業所と同時開催である旨がわかるようにすること。 ・運営推進会議の記録について、併設事業所において公表されているが、事業所において公表すること。
	運営	【事故発生時の対応】	-	-	・事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・事故発生時の報告書について、様式を定めておくこと。
	運営	【虐待の防止】※令和6年3月31日までは経過措置	-	-	・委員会、指針の整備、研修、担当者の設置を実施すること。 ・虐待に係る指針について、盛り込むべき項目が不足していたため、改めること。
	運営	【会計の区分】	・事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	-	-
	運営	【利用料等の受領】	-	-	・医療費控除の記載が適切でなかったため、改めること。
	報酬	【サービス提供体制強化加算】	-	-	・令和4年度において、介護福祉士の割合に関する要件を満たしていることが分かる記録を確認できなかったため、記録を提出すること。
	報酬	【介護職員処遇改善加算】	-	・周知すべき項目が不足していたため、改めること。	-

令和5年度運営指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営報酬その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
	その他	【業務管理体制】	-	-	・法令遵守責任者の変更を届け出ていなかったため、改めること。 ・法令遵守についての方針を職員に周知していなかったため、改めること。 ・選任された法令遵守責任者を職員に周知していなかったため、改めること。 ・法令等の遵守について、研修を行うこと。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	運営	【従業者の員数】	・看護師や介護福祉士等の資格を持たないオペレーターについてはサービス提供責任者の業務に1年以上（特に業務に従事する経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができるが、要件を満たしていない職員がいたため、改めること。	-	・勤務形態一覧表が職種毎の記載となっていなかった（オペレーターと看護師の区別がない。）。また、計画作成者が誰か分かるような記載となっていなかったため改めること。
地域密着型通所介護 + 第1号通所事業（通所介護型サービス）	運営	【通所介護型サービスの具体的取扱方針】	-	・アセスメントについて、身体状況（身体測定による）のみ把握しており、利用者の日常生活全般の状況等について把握していなかったため、改めること。	-
	報酬	【個別機能訓練加算】	-	・個別機能訓練目標の設定にあたり、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問したことを確認できなかったため、記録を残しておくこと。	-
	報酬	【運動器機能向上加算】	-	・地域包括支援センター等による運動器機能向上サービスが必要であるとの判断がなされたことを確認できなかったため、記録を残しておくこと。	-
（介護予防）認知症対応型通所介護	運営	【管理者】	-	・管理者について、必要な研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を受講していないため、受講すること。	-
	運営	【認知症対応型通所介護計画の作成】	-	・サービス提供開始後に同意を得ている事例があったため、改めること。	・アセスメントを実施した日が不明瞭である事例があったため、改めること。 ・同意に係る署名について、成年後見人の氏名を用いている事例があったため、利用者の氏名を記入することとし、成年後見人が代筆した旨が分かるようにすること。
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	運営	【従業者の員数】	-	・介護支援専門員について、必要な研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を受講していないため、受講すること。	-
	運営	【管理者】	-	・管理者について、必要な研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を受講していないため、受講すること。	-
	運営	【居宅サービス計画の作成】	・居宅サービス計画を作成せずにサービスを提供している事例があったため、改めること。	・サービス担当者会議を開催したことを確認できない事例があったため、記録を残しておくこと。 ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めたことを確認できない事例があったため、記録を残しておくこと。 ・モニタリングを実施したことを確認できない事例があったため、記録を残しておくこと。	-
	運営	【小規模多機能型居宅介護計画の作成】	・小規模多機能型居宅介護計画の内容について利用者又はその家族に説明せず、利用者の同意を得ていない事例があったため、改めること。 ・小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していない事例があったため、改めること。	-	-
	運営	【指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針】	-	・介護予防小規模多機能型居宅介護計画のモニタリングを実施したことを確認できない事例があったため、記録を残しておくこと。	-
	報酬	【総合マネジメント体制強化加算】	-	・関係者が共同し、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていることを確認できなかったため、記録を残しておくこと。 ・利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していることを確認できなかったため、記録を残しておくこと。	-
	運営	【広告】	-	-	・パンフレット及びホームページにおいて、科学的介護推進体制加算の記載がなかったため、改めること。
	運営	【従業者の員数】	-	-	・事業所において設定した夜間及び深夜の時間帯と、勤務形態一覧表における夜間及び深夜の時間帯が異なっていたため、改めること。

令和5年度運営指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営報酬その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	運営	【管理者】	-	-	・管理者は常勤かつ専従であって、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるとあるが、勤務形態一覧表において、管理者の勤務が1日のみとなっていたため、実態に沿った内容で記載すること。
	運営	【内容及び手続の説明及び同意】	-	-	・重要事項説明書の内容について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、評価結果の開示状況）について記載すること。
	運営	【認知症対応型共同生活介護計画の作成について】	-	・計画は、利用者の同意を得なければならぬため、代筆の場合は代筆者が利用者氏名を記載した上で代筆者氏名及び続柄を記載すること。 ・計画の同意はサービス提供前にプランの説明と同意を得ること。（暫定プランの場合も含む。）	・計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬとなっている。やむを得ず計画開始後に書面で同意を得る場合には、その経緯が分かるように記録に残すこと。（計画開始前に口頭での説明と同意を得ておくことが前提となる。）
	報酬	【入院時費用】	-	・「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かについて、入院先の主治医に確認するなどの方法により判断し、記録を取ること。	-
	報酬	【医療連携体制加算】	・看護師により24時間連絡できる体制を確保していることが確認できるものがなかったため、連絡できる体制がわかるものを整備すること。	・看護師の確保については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は認知症対応型共同生活介護事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として確保することも認められるため、併任する職員として配置すること。	-
	報酬	【口腔衛生管理体制加算】	-	-	・利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画には、事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題を記載すること。
	報酬	【科学的介護推進体制加算】	・本加算の対象となるためには、厚生労働省に情報を提出し、LIFEのフィードバック情報等を確認し、活用する必要がある。ついては、LIFEからダウンロードしたフィードバック情報を提出すること。	-	-
	その他	【介護の取扱方針】	-	-	・身体拘束を実施する際の「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当スタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておくこと。また、判断の経過を記録しておくこと。 ・身体拘束の適正化のための指針を整備しているが、職員研修の実施は年1回となっていた。研修は年2回の実施が必要となっているため、改めること。また、指針は誰でも閲覧できるような状態にすること。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	運営	【管理者による管理】	-	・管理者について、勤務状況を確認できるものがなかったため、勤務状況が分かるものを整備すること。	-
	運営	【取扱方針】	-	-	・身体拘束等を行う際の手続について、重要事項説明書には記載があったが、運営規程には記載がなかったため、運営規程にも記載すること。
	運営	【口腔衛生の管理】※令和6年3月31日までは経過措置	-	-	・口腔衛生管理について、未実施のため、実施すること。
	運営	【経口維持加算】	-	・当該加算の算定には、月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、継続して経口により食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画の作成を行うとともに、必要に応じた見直しを行うことが求められ、経口維持計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができる。しかし、貴事業所では、医師による経口維持指示書を経口維持計画として取り扱っていたため、指示書とは別に経口維持計画書を作成すること。（国が定めた経口維持計画書の様式例があるため、参考にすること。）	-

令和5年度運営指導に係る指摘事項（各サービス）

サービス種別	運営報酬その他	項目	改善を要する指摘事項 (文書報告あり)	改善を要する指摘事項 (文書報告なし)	改善を要する指摘事項 (口頭)
	運営	【療養食加算】	-	・医師により発行された食事箋については、「食事箋」として記載されたもので、内容としては、発行日、発行者（医師名、押印等）、事業所、対象者名、病名、食事期間、食事種別、食事形態、その他必要事項の記載があるものが適切と考えられる。 しかし、貴事業所では、食料構成表を食事箋として取り扱っていたため、改めること。	-
居宅介護支援	運営	【内容及び手続の説明及び同意／ 掲示】	・重要事項が掲示されていなかったため、事業所の見やすい場所に掲示するか、ファイル等を利用して備え付けること。	・重要事項説明書の内容について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。また、この項目を含む重要事項を事業所へ掲示すること（当該重要事項を記載した書面をいつでも関係者に自由に閲覧できるように事業所に備え付けることも可能）。	-
	運営	【具体的取扱方針】	-	・居宅サービス計画と個別サービス計画との運動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要であるため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の運動性や整合性について確認すること。	・医療系サービスをプランに位置付ける場合は、主治医の指示があることを確認しなければならないが、主治医に確認したことを記録していない事例があったため、確認したことが分かるものを保管（記録）すること。 ・利用者や担当へ居宅サービス計画を交付したことの記録が確認できない事例があったため、記録すること。 ・軽度者への福祉用具貸与について、貸与開始前に介護給付係へ確認していない事例があったため、改めること。
	報酬	【居宅介護支援費】	-	-	・現在、居宅介護支援費（Ⅰ）-（ⅰ）を算定しているが、常勤換算の人数によっては取扱件数の関係で、居宅介護支援費（Ⅰ）-（ⅱ）の算定になるため、注意すること。また事務職員の配置により、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等を提出し、手続を行うこと。
介護予防支援	運営	【具体的取扱方針】	・医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合には主治の医師等の指示があることを確認しなければならないが、指示の確認をしていない事例があったため、改めること。 ・医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合には主治の医師等への介護予防サービス計画を交付しなければならないが、交付をしていない事例があったため、改めること。	-	-
好事例	運営	【介護予防支援】 ・ケアマネジメント事務の好事例	・計画作成日やサービス担当者会議の開催日、モニタリング日が紙1枚でまとめられて一目で把握できるようになっていた。	-	-